



2016年11月11日

各 位

新華ホールディングス・リミテッド
(URL : www.xinhuaholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
レン・イー・ハン
連絡先 (東証市場第二部 コード番号 : 9399)
経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

当社の定時株主総会及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、当社の2016年度の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の報告事項及び付議議案を下記のとおりとすることを決定いたしましたのでその旨お知らせします。なお、本株主総会の開催日時及び場所は下記のとおりであり、2016年10月31日現在において確定された実質株主の指示により、株式会社証券保管振替機構が株主の議決権を行使いたします（但し、外国株券等保管振替決済制度の対象外の一部の株主については直接の議決権行使が可能です。）。

また、上記の株主総会の報告事項及び付議議案の決定に伴い、取締役会は、当社の附属定款の一部変更についても決定いたしました。当該定款変更の理由と内容についても以下に記載しておりますので、あわせてご確認ください。なお、下記の全ての定款変更は、株主総会による承認が得られた時に効力が発生するものといたします。

記

1. 日 時 2016年12月22日（木）午前10時（東京時間）

2. 場 所 東京都港区六本木1-6-1
泉ガーデンタワー4階「ボードルーム」

3. 会議の目的事項

報告事項

2015年1月1日から2015年12月31日までの事業報告書および連結損益計算書ならびに2015年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

決議事項（*全て会社提案によるものです。）

第1号議案：第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することについて承認を求める件。



2016年11月11日、当社の取締役会（以下、「取締役会」といいます。）は、Esther Mo Pei Pei 氏（以下「モー氏」又は「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当により新株式（以下「新株式」といいます。）を 500,000 株及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を 8,000,000 個を以下の概要のとおり発行することを決議しました。

本新株式の概要：

(1) 割当日	2016年12月22日
(2) 発行新株式数	500,000株
(3) 発行価額	1株につき3.33香港ドル(45円) (取締役会決議の直前日の当社普通株式の終値である49円の91%の値を小数点以下で切り上げて、香港ドル換算したものの)。
(4) 資金調達額	1,664千香港ドル(22,500千円)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当により、モー氏に500,000株を割当てる。
(6) 議決権	1株当たり1議決権

本新株予約権の概要：

(1) 割当日及び払込期日	2016年12月22日
(2) 発行新株予約権の総数	8,000,000個
(3) 発行価額	1新株予約権につき0.04香港ドル(0.56円) 本新株予約権1個あたりの公正価値である0.612円の91%の値を小数点第3位を切り上げて、香港ドル換算したものの。
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式8,000,000株
(5) 行使期間	2016年12月22日から2016年12月21日まで
(6) 行使価額	本新株予約権行使価額：45円(本新株式の発行価額と同額。)

(7) 資金調達の額	<p>(合計) 26,959 千香港ドル (364,480 千円)</p> <p>(内訳) 新株予約権発行による調達額： 331 千香港ドル (4,480 千円) 新株予約権が全て行使された場合の調達額： 26,627 千香港ドル (360,000 千円)</p>
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当により、モー氏 に本新株予約権 8,000,000 個を割当てる。</p>
(9) その他	<p>(行使の条件) 本新株予約権の行使期間（割当日から 10 年間）のうち、2017 年 1 月 31 日まで保有者は、行使条件なく本新株予約権を行使することができます。2017 年 2 月 1 日以降については、2017 年 2 月 1 日から行使期間が終了する日までの間に当社の普通株式の普通取引の株価（注 1）が一度でも 74 円以上（取締役会決議の直前日の当社普通株式の終値のである 49 円の 150%の値を小数点以下で切り上げたもの）となった場合にのみ、残りの本新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>(その他の条件) 当社が 2017 年 1 月 31 日までに時価総額 10 億円を回復できず、上場廃止が見込まれることとなった場合、2017 年 2 月 1 日以降、残りの本新株予約権を行使できないものとし、本新株予約権の発行及び行使に関する発行会社への払込金額は返還されないものとする。</p>

(注 1) 終値ではなく高値

当社株式の 2016 年 4 月の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となったことから、当社普通株式は、東京証券取引所有価証券上場規程第 602 条第 1 項第 1 号及び同規程第 601 条第 1 項第 4 号 a 本文により、2017 年 1 月末日までに、月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならないときは、上場廃止となります。現時点では、当該 10 億円の時価総額を回復できておりません。取締役会は、本新株式及び新株予約権の発行により当面の運転資金を調達し、また、本新株予約権を発行しておくことにより、今後の運転資金を調達できる機会を確保でき、2017 年 1 月 31 日までに時価総額 10 億円を回復できる可能性が増すことを期待しております。

そこで、本新株予約権を 2017 年 2 月 1 日以降に行使するには、当社の普通株式の普通取引の株価（終値ではなく高値）が同日以降に一度でも 74 円以上となることを必要とするという行使条件を付す一方、2017 年 1 月 31 日以前に行使する場合にはこのような株価による制限を付さないことにしました。また、当社が 2017 年 1 月 31 日に時価総額 10 億円を回復できず、上場廃止となった場合、2017 年 2 月 1 日以降、本新株予約権を行使できないものとしております。したがって、2017 年 1 月 31 日以前に本新株予約権を行使する場合には上記の行使条件は適用されないこと、また、当社が上場廃止となった場合、本新株予約権を行使することができないため、当社は、時価総額 10 億円を達成すべき 2017 年 1 月末日までに新株予約権が行使される可能性が高いものと期待しております。



ただ、第2号議案にある A 種優先株式の償還が行われた場合、本新株式及び本新株予約権の発行が有利発行に該当すると見なされる可能性があること、また本新株式を発行し、本新株予約権が全て行使された場合には、大規模な希薄化が生じることに鑑み、取締役会は、株主の皆様の特別決議による承認を得た上で発行することといたしました。

取締役会は、第三者割当により本新株式及び本新株予約権上記の概要にて発行することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます。

(注) 本議案で使用している為替レートは、2016年10月31日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場(仲値)、1香港ドル=13.52円としております。

第2号議案：当社の225,000株のA種優先株式の保有者に償還する権利を与えることについて承認を求める件。

2014年8月6日、当社は第三者割当により、当社のCEOであるレン・イー・ハン氏(以下、「レン氏」といいます。)に対して、第三者割当により225,000株のA種優先株式(以下、「本優先株式」といいます。)を1株につき23.24香港ドルにて発行しました。その後、第1号議案にある第三者割当を実施するにあたり、全ての優先株式は、2016年11月11日に現在の保有者であるモー氏に譲渡することを決議しました。本優先株式の保有者は、本優先株式の発行要項に従い、当社の株主総会において株主の皆様の普通決議による承認を得た場合に本優先株式の償還請求権を行使することができます。今般、モー氏が第1号議案にある第三者割当を引き受け、高いリスクを取るための代償として、本優先株式の償還権を取得することを要望しておりました。そこで、当社は、優先株式の保有者が、償還する優先株式数、償還日及び償還額を記載した書面にて当社に通知することにより、優先株式の全部又は一部を2017年2月1日以降いつでも、1株当たり23.24香港ドルの発行価額にて償還するよう請求する権利を与えることを決議し、本株主総会にて株主の皆様のご承諾を得ることといたします。なお、ケイマン法においては、償還の直後に当社が全ての負債を支払うことができる資金を有しない場合には、保有者は償還を請求することができないとされております。

優先株式の償還条項

- 当社と A 種優先株式を有する株主の各々には、制限期間の後に当社の株主総会における普通決議による承認を得ていることを条件として、償還する優先株式数、償還日及び次項の定めに従い計算される償還額を記載した書面にて相手方に通知することにより、A 種優先株式の一部又は全てを償還するよう請求する権利を有する。当社は A 種優先株式を有する株主に、上記通知に記載のある償還日に償還額を全額支払うものとする。
- A 種優先株式を有する株主による償還：A 種優先株式を有する株主の選択により、発行から6ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。償還価額は以下の数式により計算され、その上限はA種優先株式の発行価額とする。



発行より1年以内の償還:

$$\text{償還価格}_1 = P_0 - \left(P_0 * 10\% * \frac{365 - n}{184} \right)$$

P_0 : 発行価格

n : 発行日からの経過日数

発行から1年以降の償還:

$$\text{償還価格} = P_0$$

● 当社による償還：当社は、A 種優先株式を自らの選択により、発行から 6 ヶ月後に株主総会にて普通決議を得た後、償還することができる。A 種優先株式の発行から 6 ヶ月以内に当社の上場されている普通株式の終値が 20 日間連続で 22.5 香港ドルを下回った場合、A 種優先株式の償還価額は発行価額の 90%とするが、その他の場合、A 種優先株式の償還価額は発行価額格と同額とする。発行から 6 ヶ月以内に東京証券取引所にて上場されている当社の普通株式の終値（日本円）が 22.5 香港ドルを下回っているかは、同日の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値）により都度換算することにより判断する。

取締役会は、当社の優先株式の保有者に償還する権利を与えることについての普通決議による承認をお願いしたいと存じます。

第 3 号議案：レン・イー・ハン氏の取締役としての再選任の件。

現在、当社附属定款第 67 条(2)項は、議長又は経営担当取締役である取締役は、いかなる場合であっても、前回の任命又は選任から 5 年後の年次株主総会において再任の手續に従うものとするを規定しています。

レン氏は、3 年以上取締役及び取締役会会長を務めており、今般、本人の意向により、取締役を辞任し、年次株主総会において同職に再任されることについて承認をお願いしたいと考えております。

レン・イー・ハン (Lian Yih Hann) 氏の経歴及び所有株式数等は以下のとおりです。

役職名	生年月日	略歴	所有株式数 (株) (2016年10月31日現在)
取締役会長、最高経営責者、最高財務責任者並びに報酬委員会及び投資委員会の会長	1970年3月20日	レン・イー・ハン氏は、2013年5月に当社の取締役会会長、CEO及びCF0に任命されました。また当社の報酬委員会及び投資委員会の会長も務める。2000年から2001年までInphomatch Asia (台湾) の共同創業者兼CEO、また、2004年から2007年までBBMF Corporation (2006 年まで米国ナスダックOTC ブリティンボードに上場) の共同創業者兼CEO。2012年に Inphosoft	優先株式 (注1) 225, 000株 普通株式 2, 666, 488株 (注2)



		Pte. Ltd (Inphosoft グループの持株会社) の取締役及びトロント証券取引所のベンチャーボードに上場しているGINSMS Inc. (携帯会社に対するショートメッセージサービスの提供等を展開している。) の取締役に就任。当社への経営参画を視野に入れ2013年4月に両社の取締役を辞任。	
--	--	--	--

(注1) 2016年11月11日、全ての優先株式をモー氏に譲渡することを決議しました。

(注2) レン・イー・ハン氏が持分を100%保有するOne Heart International Limitedを通して保有。2016年11月11日、225,000株の普通株式をモー氏に譲渡することを決議しました。

第4号議案：計算書に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件。

現在、当社附属定款第41条(1)項は、「計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、年次株主総会で行われる議事として特別ではない」旨を規定しております。もっとも、当該検討及び可決が、年次株主総会において承認を得る必要がある旨は明記されておられません。

また、附属定款第126条にて、貸借対照表及び損益計算書が付随され、法律により添付が要求される一切の文書を含み、該当する会計年度末に作成され、かつ、適当な見出しによる当会社の資産及び負債の概況を含む取締役会による報告書の印刷による写しと、会計監査人による報告書の写しが添付される収入及び支出の報告書、並びに監査委員会の報告書の写しは、株主総会開催日の21日前までに授権された各者に対し送付されることを規定しております。

取締役会は、計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、ケイマン諸島の法律の下では要求されていないこと、また附属定款第126条に従いこれらの書類の写しが株主に提供されることを考慮し、誤解を招くことを防ぐため、第41条(1)項を以下のとおり修正し、これらの書類の可決が株主総会において必要がない点を明確にすることについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
第41条(1)項 臨時株主総会で行われる全ての議事は、特別（但し、法令又は本定款において明示に要求されるものでない限り、特別決議による賛成を要しない。）であるものとみなされ、また、以下の事項を除く年次株主総会で行われる全ての議事も特別であるものとみなされる。 (a) 配当の宣言及び承認； <u>(b) 計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付する</u>	第41条(1)項 臨時株主総会で行われる全ての議事は、特別（但し、法令又は本定款において明示に要求されるものでない限り、特別決議による賛成を要しない。）であるものとみなされ、また、以下の事項を除く年次株主総会で行われる全ての議事も特別であるものとみなされる。 (a) 配当の宣言及び承認； <u>(b) 取締役の選任（輪番制によるか又はその他退職による交代であるかにかかわらず）；及び</u>



<p>ことを要する書類の検討及び可決； (c) 取締役の選任（輪番制によるか又はその他退職による交代であるかにかかわらない）；及び (d) 当会社の証券を買戻すことにつき取締役に対する委任又はその権限の付与。</p>	<p>(c) 当会社の証券を買戻すことにつき取締役に 対する委任又はその権限の付与。</p>
--	--

なお、本株主総会の招集通知の発送日は、2016年11月30日を予定しています。

以上



新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及びその他のアジアの地域において、スマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所の市場第二部に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。